

千葉県漁船法施行細則の一部改正の概要

1 改正理由

行政手続等における押印見直し方針の制定及び見直しの実施について（令和3年3月8日付け行革第648号及び政法第1410号総務部長通知）に基づき、押印廃止等を行うとともに、一部文言の修正を行う。

2 改正内容

- (1) 次の申請書等について、署名及び押印を求めないこととした。
 - ・ 漁船建造（改造・転用）許可事項変更報告書
 - ・ 漁船建造（改造・転用）許可有効期間延長許可申請書
 - ・ 漁船認定届
 - ・ 漁船登録申請書
 - ・ 漁船登録票再交付申請書
 - ・ 漁船及び登録票検認届
 - ・ 漁船登録事項変更登録申請書
- (2) 漁船認定通知書について、「認定に従事した職員」の押印を不要とした。
- (3) そのほか一部文言の修正を行った。

3 施行期日

令和3年12月1日